



會員各位

〔敬老お祝いについてのお知らせ〕

敬老の日をお祝いし、下記に記載いたします該当の方へ心ばかりの記念品をお送りしたいと存じます。
申請をされる方は別紙の申請用紙を切り取り、必要事項をご記入の上、玉川町会事務所へご提出ください。
ご提出方法は、下記に記載の事務所開所時間（平日 10：00～12：00）に直接お届けいただくか、FAX にてお
送りください。（FAX はいつでも受け付けております。）
事務員不在の場合は、町会会館ポスト（会館 1F 荷捌き所内 209 玉川町会）へご投函ください。

※本年度の対象者※

- ・誕生日が、令和7年9月16日～令和8年9月15日の間に満75歳、満80歳、満85歳、満90歳以上になられる方、または同居のご家族

- ・満75歳（1950年 昭和25年9月16日～1951年 昭和26年9月15日生まれの方）
- ・満80歳（1945年 昭和20年9月16日～1946年 昭和21年9月15日生まれの方）
- ・満85歳（1940年 昭和15年9月16日～1941年 昭和16年9月15日生まれの方）
- ・満90歳以上（1936年 昭和11年9月15日以前生まれの方）

※ 提出期間は7月27日（月）～8月25日（火）です。

※ 締切後のお申し出は、準備の都合により対応できかねますのでご注意ください。

※ ご不明な点等ございましたら町会事務所へお問い合わせください。

玉川町会事務所 玉川2-2-1-209 二子玉川ライズ バーズモール2階

TEL / FAX 03-3700-0905

事務所開所時間（電話受付時間） （月）～（金）10：00～12：00

FAXはいつでも受け付けております。

〔二子玉川クリーンタウン作戦についてのお知らせ〕

二子玉川地区交通環境浄化推進協議会

日 時 8月7日(金) 午前9時30分～10時30分

集合場所 二子玉川駅西口前（246号線側）

*雨天でも、駅前にてポイ捨て禁止のティッシュ配り等のPR活動を行っています。

〔防犯パトロール実施のお知らせ〕

日 時 8月5日(水)・15日(土)・25日(火) 午後8時～

集合場所 1・2丁目 玉川町会会館 3・4丁目 二子玉川商店会館前

玉川町会会館および事務所は下記の期間を夏季休業とさせていただきます。

夏季休業期間 8月10日(月)～8月16日(日)



行政その他各種団体からのお知らせはホームページに掲載しております

令和8年度 敬老お祝い 申請用紙

丁目	班	組	お名前		
住所			マンション名	電話番号	
玉川	丁目	番	号	号室	
生年月日			令和8年9月15日時点のご年齢		
年			月	日	歳

※ 対象となる方は、誕生日が令和7年9月16日～令和8年9月15日の間に満75歳、満80歳、満85歳、満90歳以上になられる方です。

※ 受付期間は令和8年7月27日(月)～8月25日(火)とさせていただきます。

※ 締め切り後の届出につきましては、対応できかねますのでご注意ください。

※ 届出は、本紙切り取り線でお切りになり、個々にご記入後、玉川町会事務所へお届けをお願いいたします。

玉川町会事務所 玉川2-2-1 二子玉川ライズ2階 バーズモール209 TEL/FAX 03-3700-0905
事務所開所時間(電話受付時間) (月)～(金)10:00～12:00 ※FAXはいつでも受付しております。

----- 切 り 取 り 線 -----

令和8年度 敬老お祝い 申請用紙

丁目	班	組	お名前		
住所			マンション名	電話番号	
玉川	丁目	番	号	号室	
生年月日			令和8年9月15日時点のご年齢		
年			月	日	歳

※ 対象となる方は、誕生日が令和7年9月16日～令和8年9月15日の間に満75歳、満80歳、満85歳、満90歳以上になられる方です。

※ 受付期間は令和8年7月27日(月)～8月25日(火)とさせていただきます。

※ 締め切り後の届出につきましては、対応できかねますのでご注意ください。

※ 届出は、本紙切り取り線でお切りになり、個々にご記入後、玉川町会事務所へお届けをお願いいたします。

玉川町会事務所 玉川2-2-1 二子玉川ライズ2階 バーズモール209 TEL/FAX 03-3700-0905
事務所開所時間(電話受付時間) (月)～(金)10:00～12:00 ※FAXはいつでも受付しております。

----- 切 り 取 り 線 -----

令和8年度 敬老お祝い 申請用紙

丁目	班	組	お名前		
住所			マンション名	電話番号	
玉川	丁目	番	号	号室	
生年月日			令和8年9月15日時点のご年齢		
年			月	日	歳

※ 対象となる方は、誕生日が令和7年9月16日～令和8年9月15日の間に満75歳、満80歳、満85歳、満90歳以上になられる方です。

※ 受付期間は令和8年7月27日(月)～8月25日(火)とさせていただきます。

※ 締め切り後の届出につきましては、対応できかねますのでご注意ください。

※ 届出は、本紙切り取り線でお切りになり、個々にご記入後、玉川町会事務所へお届けをお願いいたします。

玉川町会事務所 玉川2-2-1 二子玉川ライズ2階 バーズモール209 TEL/FAX 03-3700-0905
事務所開所時間(電話受付時間) (月)～(金)10:00～12:00 ※FAXはいつでも受付しております。

presented by

公益財団法人 日産厚生会
玉川病院

健康ハートの日 ハート&アート

参加
無料

スタンプラリー参加で
オリジナルグッズプレゼント！

ハートアート作成体験



医師や看護師など
病院スタッフによる
心臓病予防のための体験コーナー

さらに

辺見マリさんトークショー

開催決定！

トークショー
申し込みフォーム(先着順)



8月8日(土)13:30~16:30

二子玉川駅改札前+玉川町会会館

supported by

二子玉川商店街振興組合

Koichi Nishimura

8月10日は健康ハートの日

ハートはともだち ~大切にしよう、自分のハート~

健康ハートの日の
情報はこちらから

健康ハートの日

<https://www.kenko810.com/>



日本循環器協会



日本心臓財団



一般社団法人
日本循環器学会



日本AED財団



日本循環器病予防学会



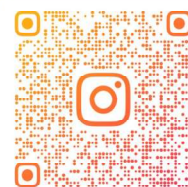
一般社団法人
日本循環器病予防学会



日本循環器病予防学会



FUTAKO HEART STREET



@NISSYART



出会い
ふれあい
コミュニティ

たまがわだい区民センター お知らせ

玉川台区民センター運営協議会

令和8年7月号

■地域防災講座■秋の芸術祭

～災害が起きたとき、あなたはどうする？～

トイレだけはガマンできない！ 災害時のトイレ問題と備えを知ろう

大地震で上下水道が使えなくなったらトイレはどうなる！？

お子さまからご高齢の方まで、すべての人に関わるトイレ問題について、みんなで『知って』、『さわって』、『体験して』、災害に向けた備えを今から学びましょう！

日 時： 2026年9月27日(日)
午後1時30分～午後3時30分(休憩有)

会 場： 玉川台区民センター 第1・2会議室

募集人員： 50名

講 師： 小泉 幸美(さいみ)氏

(せたがや災害ボランティアセンター主任、防災士、社会福祉士)

申込方法： 往復ハガキ(下記記入例参照)で 8月25日(火)

消印有効1通につき2名様まで、ご応募できます。

(応募多数の場合は抽選とし、結果は 9月1日(火)頃発送いたします。)

参加費： 無料



< 往復ハガキ 記入例 >

往復ウラ

往復オモテ

- ① 地域防災講座
 - ② 氏名(フリガナ)
 - ③ 住所
 - ④ 電話番号
- ※日中連絡の取れる番号

2名の場合は、お2人共
②③④をお書きください

85 〒158-0096

世田谷区玉川台
1-6-15

玉川台区民センター
運営協議会宛

※注意

返信用はがきにご自分の住所・氏名
をお忘れなく。

裏面へ続く

令和8年度 玉川台区民センター

秋の芸術祭

出展・参加募集

《募集内容》

展示部門 書道、絵画、手芸作品、絵てがみなど

《実施日時》 10月3日(土) ● 10時～15時30分

《募集要項》

- ※ 原則としてお住まい、または活動場所が用賀地区・二子玉川地区の方をお願いします。
- ※ 所定の申込書にご記入の上 9月10日(木)までにセンター窓口にご提出願います。
- ※ 9月19日(土) 13時30分からの実行委員会(事前打合せ会)に必ずご出席ください。

詳しくは玉川台区民センターまで、お問い合わせください。
皆さまの参加をお待ちしております。

主催・玉川台区民センター運営協議会

問い合わせ ☎03-3709-4161



Taiko no Tatsujin™ Series & ©Bandai Namco Entertainment Inc.

さん か ひ む りょう

参加費無料

どなたでもぜひ、ご参加ください！

さんか

体験イベントも実施

初めての方も
体験できます！

かいさいにっけい
開催日程

2026 **8月11日** (火) 12:00~16:00

会場：上馬地区会館

2026 **8月16日** (日) 12:00~16:00

会場：上野毛地区会館

2026 **8月22日** (土) 12:00~16:00

会場：希望丘区民集会所

2026 **8月29日** (土) 12:00~16:00

会場：代田区民センター

2026 **8月30日** (日) 12:00~16:00

会場：上祖師谷地区会館

もうしこみ ほうほう
お申込み方法

- ・せたがやWi-Wi 公式ホームページ ▶▶▶
- ・電話：050-5799-4811 (10:00~17:00)

ホームページ



さん か じょうけん
参加条件

- ・世田谷区内に在住・在学・在勤の方
- ・年齢制限なし (10歳未満は保護者同伴を推奨)

たいかい にんずう
大会エントリー人数

- ・各会場 **50名** (先着順・当日申込も可能)

ひょうしょう
表彰

- ・「せたPayポイント」を贈呈
- ※優勝者には太鼓の達人オリジナル金メダル授与
- ※詳しくは「せたがやWi-Wi ホームページ」へ

お問い合わせ：世田谷フリーWi-Fi運用管理事務局 050-5799-4811



世田谷区
SETAGAYA CITY

JCOMマーケティング株式会社 (世田谷区委託事業)



たいかい 大会ルール

- Nintendo Switch用ソフト「太鼓の達人 ドンダフルフェスティバル」を使用します。
- カテゴリは【小学生の部】【一般の部（中学生以上）】【未就学児の部】の3つがあります。
- プレイ順は当日受付時に決定します。
- 参加者は全員予選ラウンドからスタートします。
- 予選ラウンドは「スコアアタック」で行います。
- ※【小学生の部】は予選ラウンド上位8名が決勝進出
【一般の部】は予選ラウンド上位2名が決勝進出
【未就学の部】は予選ラウンドのみプレイ
- 決勝はプライベートマッチ（1対1の同時プレイでスコアを競います）
- 選曲は運営にて行います。リクエストはできません。
- スコアが完全一致した場合は下記の順で判定します。
→「良」の総数→「可」の総数→「最大コンボ数」
→「連打数」で判定します。
- 上記でも判定がつかない場合は再試合を行います。
- 太鼓、バチは当大会が指定するものを使用するためマイバチの使用は禁止となります。
- 大会開始時刻に不在の場合は失格となる場合がありますので、時間は厳守をお願いします。
- スケジュールは運営状況によって前後する場合があります。あらかじめご了承ください。



Taiko no Tatsujin™ Series & ©Bandai Namco Entertainment Inc.



よ せん か だいきょく 予選ラウンド課題曲

全会場：予選

難易度

夏祭り

ふつう



けっしょう か だいきょく 決勝ラウンド課題曲

全会場：決勝トーナメント1回戦

難易度

紅蓮華

むずかしい

全会場：準決勝

難易度

ドラゴンボール摩訶不思議

むずかしい

全会場：決勝

難易度

めざせポケモンマスター

おに

※【一般の部】の決勝難易度は「むずかしい」になります。



とうじつ 当日スケジュール

12:00～ 開場・受付

13:30～ 予選スタート

15:00～ 決勝スタート

15:45～ 表彰（表彰式）

～16:00 終了

※スケジュールは運営状況により前後する場合があります。



し せつ あんない 施設案内

上馬地区会館

8月11日（火）12:00～16:00



上野毛地区会館

8月16日（日）12:00～16:00



希望丘区民集会所

8月22日（土）12:00～16:00



代田区民センター

8月29日（土）12:00～16:00



上祖師谷地区会館

8月30日（日）12:00～16:00



し せつ り ょう 施設をご利用のみなさまへ

- 当日は混雑する場合がございますので、公共交通機関をご利用ください。
- 台風等の悪天候や災害等による避難所の仮設により、事前の連絡なく利用ができなくなる場合があります。その際は、イベントが中止となる場合があります。
- 飲酒・飲食を伴う利用は原則としてできません。
- 各施設とも原則として禁煙です。喫煙できる施設でも決められた場所以外での喫煙はできません。
- ごみは各自でお持ち帰りください。



©2021 Pokémon. ©1995-2021 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc. ©2021 Tencent

5vs5のチームバトルで 世田谷区No.1を目指そう!

開催日程

2026 8月15日(土)

時間: 12:00~16:00

会場: 世田谷区民会館別館

2026 8月23日(日)

時間: 12:00~16:00

会場: 砧区民会館集会室

体験イベントも実施

初めての方も
体験できます!

参加条件

参加費無料

・世田谷区内に在住・在学・在勤の方

※ 中学生・高校生を対象としておりますが、
小学生・社会人などを含む方もご参加いただけます。

大会エントリー人数

・8チーム 40名 / 日 (1チーム5名にてエントリー)

※ 5名が揃わない場合はエントリーができません。

表彰

・「せたPayポイント」を贈呈

(詳しくは「せたがやWi-ワイ ホームページ」へ)

お申込み方法

・せたがやWi-ワイ

公式ホームページ ▶▶▶

・電話: 050-5799-4811 (10:00~17:00)



実況・解説 / ゲストプレイヤー

野田 和次郎 (のだ わじろう) さん

プロフィール

ポケモンユナイトプロプレイヤー (元ZETA DIVISION所属)。
ACL 2024アジアチャンピオン優勝・Aeos Cup (EUIIC) 準優勝など
国内外のタイトルを多数獲得。
WCS2025では世界準優勝 (2位) という快挙を達成し、日本の
ポケモンユナイトシーンを長年牽引してきたレジェンドプレイヤー。



お問合わせ: 世田谷フリーWi-Fi運用管理事務局 050-5799-4811



世田谷区
SETAGAYA CITY

JCOMマーケティング株式会社 (世田谷区委託事業)

大会ガイドライン

- Nintendo Switch用ソフト「Pokémon UNITE」を使用します。
- チームには必ず連絡窓口となる「チームリーダー」を設けてください。
- プレイ順は当日受付時に決定します。
- 5人対5人のチーム戦で得点を競い、得点の高いチームが勝利となります。
- 同スコアで判定がつかない場合は再試合を行います。
- シングルエリミネーショントーナメントで行います。
- 大会モードのカスタム設定はすべてONとなります。
(全もちものグレードMAX、もちもの全解放、
ユナイトライセンス全解放、バトルアイテム全解放)
- 上限8チーム(40名)にて大会をスタートします。
- 使用マップは「ティア蒼空遺跡(カイオーガ)」となります。
- グローバルバン、持ち物禁止はありません。
- 1回戦は「ブラインドモード」で行います。
- 準決勝からはゲーム内ロビーはドラフトモードで行います。
- 大会開始時刻に不在の場合は失格となる場合がありますので、時間は厳守をお願いします。
- スケジュールは運営状況により、前後する可能性があります。

当日スケジュール

12:00～ 開場・受付

13:30～ 1回戦スタート

14:30～ 準決勝スタート

15:00～ 決勝スタート

15:30～ 表彰

～16:00 終了

※スケジュールは運営状況により前後する場合があります。

施設案内 アクセス

世田谷区民会館別館
8月15日(土) 12:00～16:00



砧区民会館集会室
8月23日(日) 12:00～16:00



施設をご利用のみなさまへ

- 当日は混雑する場合がございますので、公共の交通機関をご利用ください。
- 台風等の悪天候や災害等による避難所の仮設により、事前なの連絡なく利用ができなくなることがあります。その際は、イベントが中止となる場合があります。
- 飲酒・飲食を伴う利用は原則としてできません。
- 各施設とも原則として禁煙です。喫煙できる施設でも決められた場所以外での喫煙はできません。
- ごみは各自でお持ち帰りください。

二子玉川地区 せたがやそだち 薬膳講座

～更年期のゆらぎに寄り添うやさしい薬膳ごはんとお茶の会～

更年期の揺らぎや体調不良にやさしく 寄り添う季節の薬膳をつくる

旬の世田谷区内産野菜『せたがやそだち』を使った、「からだ想いの薬膳」を一緒に作ってみませんか？身近にあるいつもの食材を使い、日常に取り入れやすい“健康料理のレシピ”を学びながら、体調管理にも役立つポイントを身につけられます。

◆MENU◆



ズッキーニと冬瓜の薬膳スープ



青魚とごぼうのやさしい香味焼き



とうもろこしごはん



世田谷ひらく茶「橘露茶」
きつろちや

『世田谷区ビジネスプランコンテスト』
優秀賞受賞の薬膳茶の試飲付き!!

日時 令和8年9月11日(金)11:00～13:30
(食事、後片付け等の時間含む)

会場 二子玉川地区会館 第二会議室料理講習室併合
(世田谷区玉川4-4-5 地下1階)

対象 二子玉川地区(瀬田・玉川)在住の女性
※定員に空きがあれば、他地域の方もご参加いただけます。

申込方法

いずれかの方法でお申し込みください。(7月17日～8月21日まで)

◆区HPより申込フォームへ必要情報を入力

◆せたがやコールへお電話またはFAX

※お電話でお問い合わせいただく際は、

①講座名、②お名前、③電話番号、④住所 をお伝えください。

お問合せ

せたがやコール(8:00～21:00、年中無休)

電話：03(5432)3333 FAX：03(5432)3100

定員 抽選12名

参加費 2,000円

講師 料理家/国際中医薬膳師

ミレイさん

幼少期から料理に親しみ、茶懐石や薬膳を学ぶ。料亭で板前修業後、料理教室講師として活動。“つくるよろこび”を伝える二子玉川の料理教室「MIREIN」主宰。

※メニューは変更になる場合があります。
※食物アレルギーの個別対応は致しかねます。



使用食材やメニュー等
講座の詳細は
区HPをご覧ください。

🔍 31583

※ページIDでも検索できます。

世田谷区居住支援課と（公社）全日本不動産協会東京都本部世田谷支部の共催「住まい・まち学習」セミナーです。

日程：令和8年10月1日（木）

場所：世田谷区民会館（せたがやイーグレットホール）

地下1階集会室

対象：世田谷区在住・在勤・在学の方



セミナー

時間：10時20分～（受付開始：10時～）

『貸地・借地のトラブル解決法』

更新・地代・建て替え・借地譲渡のトラブル解決法

講師：立川 正雄 氏（弁護士）



不動産無料相談会

（相談時間：30分）

時間：①13時30分～ ②14時10分～ ③14時50分～

④15時30分～ ⑤16時10分～

（公社）全日本不動産協会東京都本部世田谷支部の **宅地建物取引士**、**税理士**、**弁護士** の各専門家が、個別に対応します。 ご相談の目安については、**裏面**をご覧ください。



《電話またはFAXでお申込みください ※どちらも予約が必要です》

申込期間：9月2日（水）～ 11日（金）※事前予約制・先着順



【セミナー90名 不動産無料相談会45組】（定員になり次第締め切ります。）

せたがやコール TEL 03-5432-3333 FAX 03-5432-3100

（受付時間 8時～21時 年中無休）

【共催】世田谷区都市整備政策部居住支援課 （公社）全日本不動産協会東京都本部世田谷支部

【アクセス】

<電車> 世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅下車 徒歩各5分

<バス> 「世田谷区民会館」下車すぐ

（【渋52】渋谷駅～世田谷区民会館 【等13】等々力操車所～梅ヶ丘

【反11】五反田駅～世田谷区民会館）

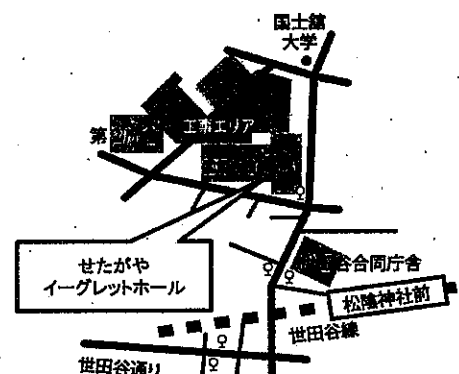
<バス> 「世田谷区役所入口」下車6分

（【渋21・23】渋谷駅～上町駅・祖師ヶ谷大蔵駅 【渋22】渋谷駅～用

賀駅 【渋24】渋谷駅～成城学園前駅西口 【渋26】渋谷駅～調布駅南口）

<バス> 「世田谷駅前」下車7分（【等11】等々力操車所～桜小学校）

回 覧									



※ 世田谷区民会館利用者用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関の利用によるご来場をお願いいたします。

<不動産無料相談会 ご相談の目安>

弁護士 トラブルになりそうな場合や法律的な助言がほしい場合

- ①相続でトラブルになりそう。
- ②相続人がたくさんいる。
- ③境界線などでトラブルになりそう。
- ④借地で地主さん（若しくは借地人）とうまくいってない。
- ⑤遺言の書き方。
- ⑥不動産や相続の法律について尋ねたい。

税理士 税金に関するご相談

- ①税金の金額が知りたい。
- ②どう相続をしたら税金が抑えられるか。
- ③税法について教えてほしい。
- ④相続税のアドバイスをしたい。
- ⑤贈与したいが、税金はどのくらいかかる。
- ⑥インボイスについて質問がある。

宅地建物取引士 不動産全般のご相談（売買・賃貸・管理等）

- ①賃貸（土地・建物）について聞きたい。
- ②売買（土地・建物）について聞きたい。
- ③不動産の契約書の内容について聞きたい。
- ④不動産売買の状況や相場などを聞きたい。
- ⑤空き家の処分について聞きたい。
- ⑥不動産の有効活用について聞きたい。

せたがや 町総連だより

第 63 号

発行 世田谷区町会総連合会

世田谷区若林 4-31-9 ポライト第2ビル202

☎・FAX 03-5481-3456

発行人 会長 鈴木 賢 治

編集 情報誌編集委員会

編集委員長 堀 江 義 之

地域のつながりをより強く、情報発信をよりスムーズに！

～令和8年度 町会・自治会への「2つの補助金制度」ご紹介～

世田谷区内5つの地域から、町会・自治会の近況をお知らせする「せたがや町総連だより」。今回は、世田谷区地域行政課長の笹本修さんをお迎えし、町総連事務局の高井浩幸、編集委員の佐藤健雄が、これからの地域活動や新たな支援制度についてお話を伺いました。

佐藤 まず改めて、「町総連」とはどのような組織なのか教えていただけますか？

高井 世田谷区内にある191の町会・自治会を束ねる組織です。地域と地域をつなぐ架け橋となり、世代間の意思疎通や行政とのやりとりをスムーズにするための手助けをしています。個別の町会では対応が難しいことも、町総連がワンストップの窓口となってサポートしています。

佐藤 この「せたがや町総連だより」の発行以外にも、さまざまな活動をされていますが、今年度はどのようなことに注力されるのでしょうか？

高井 「情報発信」に関する経費の一部を補助することに、特に力を入れていきたいと考えています。

佐藤 具体的にはどのような補助制度なのですか？

高井 大きく分けて2つあります。1つ目は「町会掲示板修繕等補助金」、2つ目は「町会デジタル活用支援補助金」です。

□令和8年度 情報発信支援 補助金概要一覧

補助金名	補助内容・対象経費	補助金額・上限	申請期間
①町会掲示板修繕等補助金	町会・自治会が管理する掲示板の修繕や建替え、新設、移設の費用	かかる費用の1/2（最大60万円／各町会3基まで）	7月1日～11月30日
②町会デジタル活用支援補助金	ホームページ開設の初期費用、運営委託、レンタルサーバー代などの経費	上限9万円	7月1日～7月31日

※いずれも詳細や要件につきましては、町総連事務局までお問い合わせください。

高井 これらは、実際に町会・自治会の皆さんにとってアンケート結果から生まれた仕組みなんです。区内にある広報掲示板のうち、区が管理しているものは約680基ありますが、それ以外に各町会が独自に維持しているものも多くあります。アンケートでは「老朽化した掲示板を建て替えたい」という要望が多く寄せられていたため、昨年度からの実現へと動きました。

笹本 世田谷区としても、区が管理する広報板の維持はもちろんですが、町会・自治会の皆さんが独自に管理されている掲示板についてもバックアップしたいと考えております。そのため、区から町総連のこの補助事業に対して、しっかりと財政的支援（予算措置）を行っています。町会に加入されていない方にとっても、掲示板は大切な地域情報の共有ツールです。壊れたり古くなったりした掲示板ではなく、誰もが気持ちよく地域のお知らせを見られる環境を作りたい。その思いから、区も町総連の掲示板補助活動に全面協力しています。

佐藤 もう一つの「デジタル活用」の方はいかがでしょうか？

高井 従来の回覧板には「回るまでに時間がかかる」「途中で止まってしまう」「仕分けの手間が大変」などの課題がありました。

佐藤 そこでデジタルの出番ですね。LINEのオープンチャットのようにプッシュ型でパッと通知を送ったり、ホームページに掲載していつでも見られるようにしたり。これなら、先月の回覧板を見逃してしまっても後からスマホで確認できますし、何より住民の皆さんに「同時に、一瞬で」情報が伝わるメリットがあります。

高井 おっしゃる通りです。まだまだこれからの取り組みですが、すでに区内でも「デジタル回覧板」のような形で先駆けてスタートしている町会・自治会



掲示板修繕前



修繕後

さんもあります。そうした先進的な事例を集めて、区内の他の地域の皆さんにもどんどんご紹介をしていきたいですね。

笹本 区としても、区民の皆さんの「横のつながり」を何より重視して、誰もが住み良い環境を作りたいと考えています。そのお手伝いをさせていただきます。

高井 全国的に町会・自治会の加入率低下という厳しい現実がありますが、災害時の備え（防災）や防犯

の面において、ご近所付き合いは間違いなく命綱になります。「このまちで今、何が起きているか」という情報は、加入・非加入に関わらず、一人でも多くの住民の皆さんにお届けしたい。これからも補助金という形だけでなく、さまざまな地域の意見を集約し、皆さんにフィードバックしていきたいと考えています。

佐藤 地域の情報発信が新しく変わっていくのが楽しみですね。本日はありがとうございました。

砧 地 域

マンション住民だけで構成する自治会

東京テラス防災自治会 会長 北 口 節

「東京テラス」は千歳台6丁目の青山学院大学世田谷キャンパス跡地にできた、11棟1,036世帯の集合住宅です。竣工から21年、自治会を設立して11年目になります。

防災に特化した自治会というのは特殊で、「防災」のキーワードを軸に、マンションの管理組合やコミュニティ活動ボランティアと日々連携して、互いに補完しながら活動を行っています。

機関紙「あんしん通信」を通じて、東日本大震災の経験談やマンション特有の災害時の施設使用、在宅避

難時の備えなどの情報を共有しています。

活動は、災害時のマンションの対策本部開設訓練、全住戸の安否確認訓練、消防訓練（いずれも管理組合理事会と協働）、災害時の救護衛生訓練、AED訓練、高層階からの階段搬送訓練などを始めとし、コミュニティ作りとして「テラスまつり」の開催、茶話会などの集い、相談会などを手作りで実施しています。千歳中学校の避難所運営も担っています。お近くにお立ちヨリの際にはぜひお声がけください。



千歳中学校の生徒と一緒に避難所運営訓練を実施



マンションのまつりにて、マンホールトイレ用の TENTを活用した「真っ暗体験コーナー」

烏山 地 域

かみちょうフェス開催

烏山上町会 会長 古 馬 一 行

町会にとって会員以外の住民の方とどのように交流を進めるか、どこの町会も頭を悩ませている問題だと思います。その問題を解決するため、何年前に町会で話しました。その際に音楽会をやりたいという人が3人いて、これで開催できると思いました。それに加えてそれぞれの分野で得意な人に入っていただき、最終的に7人が集まりました。烏山区民センターホールを使って4時間の開催が決まりました。心配していた出演者ですが、烏山児童館や町会内、地域の中から出演希望者も募り、

4時間の時間配分に収まりました。

今回一番良かったのは、烏山中学校の吹奏楽部に出演していただいて圧巻の演奏を披露してもらった事だと思っています。今回の成功は世田谷区の「地域の絆連携活性化補助金」を使い、町会からも一部負担して内容を充実させた事だと考えております。出演者はバラエティーに富み、4時間飽きずに見られたこと、多くの方にご来場いただいたこと、その場で町会・防災の問題を話せたことも良かったと思います。



烏山上町会ギター教室



烏山中学校吹奏楽部

世田谷地域

野沢三丁目町会

野沢三丁目町会 会長 田 中 知 継

野沢三丁目町会は、昭和36年に野沢東部照明会として創立され、昭和47年に現在の名称に変更して今日に至っています。会員数は1,800世帯弱で、その内2/3はマンション会員です。マンションは幹線道路沿いに建ち並んでいますが、一步入ると閑静な住宅街が広がっています。

地区内には「中丸会」という高齢者クラブがあり、町会と合同で活動しています。ただし、部活動と長寿のお祝いは「中丸会」独自で行っています。町会の正

副会長は「中丸会」の正副会長を兼ねており、毎月行う役員会も合同で行っています。町会では防災活動に力を入れ、春秋各2回の防災訓練や避難所運営訓練、防災ウォーキング等を行っています。その他に防犯活動、クリーン作戦、野沢公園の花の植替え、夏休みラジオ体操、「野沢2丁目町会」との合同バス旅行、地域の委員会にも参加し、安全・安心で健康的・文化的な明るく住みよいまちづくりを目指して活動しています。



野沢公園 花の植替え



消火訓練と同時に行った炊出し訓練の様子

北 沢 地 域

代沢4丁目西町会

代沢4丁目西町会 会長 宮 下 良

世田谷区の北東部、下北沢と三軒茶屋の中間にある会員数約800戸の町会です。

当町会の活動では、特に防犯パトロールに力をいれ

ています。週に1回町会内を2～4人で防災、防犯の観点で見回ります。パトロール隊員として約20人が参加しています。町内の消火器ボックス、スタンドパイ

ブ、防犯カメラの状況や、道路のごみや庭木の張り出しをチェックします。通りすがりの方から声掛けいただけるのも励みになっています。当町会でも、住民の高齢化が進んでいます。毎年春の世帯調査で町会員の方々に、緊急時の声掛けの要望をお聞きし、希望の方は防犯パトロール隊員と民生委員が訪問して、顔合わせをする活動を続けています。普段お会いすることの少ない町会の中で、横のつながりを持ち、防災の観点からも役に立つように願っています。新たに入ってきた若い家族の参加も課題です。町会に入会してよかったと思える活動を進めていきたいと思います。



支給のキャップ、ベスト、たすきを着け
防犯パトロール活動中

玉川地域

—町会存続の危機—

上用賀町会 副会長 長谷川 聡

町会にお世話になって36年、副会長を仰せつかって14年、年を追うごとに会員数は減り続け、現在町会加入率は3割程度であり、いずれ解散に至るのではと危惧しております。

加入促進活動はしているのですが難しく、お断りになる理由はいろいろあり、特に聞かれるのが役割（係り）が回ってきてもできないので…（回覧・集金、会合の活動）…若い世帯は共働き、ベテラン世帯は介護等、生活スタイルが昔と違ってきており、町会も新し

い生活スタイルに合った組織作りを考え直す時期にきているのでは。会ってコミュニケーションを取る事が一番の安心安全なまちづくりに繋がる事は分かっていますが、会費の自動引落とし、回覧のSNS導入など改革は必要不可欠になっているようです。特に懸念されるのが、大震災時における避難所運営の自治活動の現実です。行政を含めての地域全体で考え直す事が急務と考えます。皆さんの自治活動はいかがですか。

町総連ニュース

表彰

▼令和8年6月18日 東京都町会連合会表彰
令和8年度はお二方が表彰を受けられ、
6月18日(木)に式典が行われました。

これまでのご実績に敬意を表するとともに、
今後の益々のご活躍を祈念いたします。

- ・本田 隆志 理事（交和会 会長）
- ・古馬 一行 理事（烏山上町会 会長）

編集後記

掲示板やデジタル活用の補助金制度について、世田谷区の担当課長と町総連事務局にお話を伺いました。日頃、各町会・自治会が抱える悩みには、実は共通するものがたくさんあります。だからこそ、個々で抱え込むのではなく、区内で課題を共有し、みんなで「大きな声」にしていくことが何より大切なのだと気づかされました。地域の小さな声や切実なニーズを取りこぼさず、行政へとつないでいく。そんな「パイプ役」としての町総連の存在を、とても心強く感じたインタビューでした。私たちの「まち」をさらに住みよくするために、まずは一步、お隣同士の気軽な情報共有から始めてみませんか？

編集委員 佐藤 健雄

世田谷区町会総連合会のホームページ

世田谷区町会

検索

※二次元コード



スマートフォン等で読み取って、
簡単にホームページを見ることができます。

寄附は

NO

有権者は
求めない
!

政治家は
贈らない
!

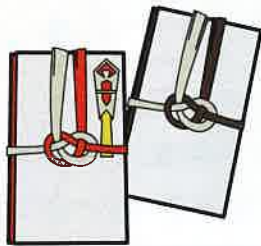


選挙の
めいすいくん

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、
時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典

これらの
行為は
全て
禁止です
!



落成式・
開店祝いの花輪



病気見舞い



葬式の花輪・供花



運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



町会の集会や
旅行等の催し物への
寄附や飲食物の
差し入れ



卒業祝い・入学祝い



お祭りへの
寄附や差し入れ

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会

検索

東京都選挙管理委員会・東京都明るい選挙推進協議会・区市町村選挙管理委員会・
区市町村明るい選挙推進協議会

寄 附 の 禁 止

NO!

寄附ってなに？

「政治家の
寄附は禁止」と
いうけれど、
寄附ってなに？



寄

附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与えたり、
与える約束をすることです。
ただし、物を買った時の代
金や有料イベントの参加料
のように、対価として支払
うものは寄附にはあたりま
せん。



政

治家が寄附にお金を
かけることを無くし
て、お金のかからない選挙、
きれいな選挙を実現するた
めです。



NO!



どうして
政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へ
のお中元・お歳暮や
催し物の賛助金など、
選挙とは関係ない
寄附だったら問題ない
のでは。



以

前は「選挙に関す
る」寄附だけが禁
止されていました。しかし、
政治家が普段からいろい
ろな名目で行う寄附が、実
は選挙にお金がかかる大
きな原因となっていました。
そこで法律が改正されて、
現在は選挙に関する・関しな

いを問わず、選挙区内の
人や団体への寄附は全
て禁止されています。



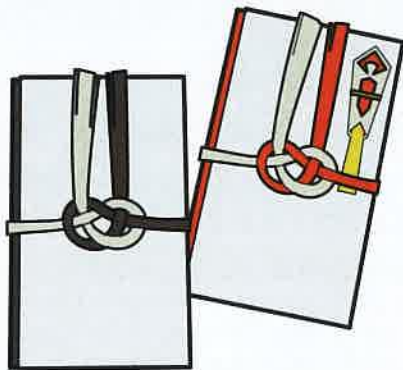
寄附の禁止

こんなときは？

Q&A

Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費（この事例では1口）までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附になりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。）



Q 地域で開催されるスポーツ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか？

A 物品の提供も利益を与えることとなるため、禁止されている寄附にあたります。



寄附は



ダメ!!

政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています（飲食に関するものは禁止）。政治家が親族や秘書などの名義を使って寄附をしたり、政治家以外の方が政治家名義で寄附をすることも禁止され、罰則の対象となります。

政治家に対する寄附の要求の禁止

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると罰則の対象となります。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいいます。

NO!



政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員・構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。

会社・団体がする寄附

会社、労働組合その他の各種の団体（政党・政治団体を除く）は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています。また、誰でもあっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種団体（政治団体を除く）に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をすると罰則の対象となります。

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会

検索

東京都選挙管理委員会 ☎ 03-5000-7260

リサイクル適性①
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R200
古紙・リサイクル紙・再生紙を多用

政治家からの寄附禁止 チェックリスト

政治家が選挙区内の人や団体へお金や物を贈ることは、**法律で禁止されています。**



町会費

町会員の政治家が、1口2,000円の町会費を、2口以上払うことはできるか。



●町会員としては1口なので、2口目からは禁止される寄附にあたります。

金一封

町会が行事を行う際、町会員の政治家が他の役員と共に祝儀として金一封を出すことはできるか。



●行事を行う際の金一封は、禁止される寄附にあたります。

お祭り

町会の役員がお祭りの寄附を集める場合、町会員の政治家にも寄附をお願いできるか。



●禁止されている寄附にあたるので、政治家に対して求めることはできません。

町会の役員を務める政治家が会員からお祭りの寄附を集めることはできるか。



●政治家自らが寄附はできませんが、お祭りの寄附を集めることは可能です。

旅行

町内の旅行で会員は1人15,000円の会費、町会からは5,000円の補助が出る。この場合会員ではない政治家が20,000円の会費を払って参加することができるか。



●旅行費として会費（実費）を払って旅行に参加することは可能です。

政治家が町会の旅行に参加予定で会費も払っていたが、急用で行けなくなった場合、払った会費をそのままにしておくことはできるか。



●キャンセル料等の経費を除き、返金してもらわないと禁止される寄附にあたります。

イベントへの参加

節分会の豆まきに参加料として一般会費10,000円と特別会費20,000円とがあり、特別会費には裃（かみしも）が貸与される。政治家が特別会費を払って参加できるか。



●一般会費との差額が裃の貸与に係る対価としての差額であるならば、特別会費20,000円を払って参加しても差し支えありません。

運動会

政治家が運動会に招待され、昼食時に弁当を頂いた場合、食事代として1,000円を渡すことはできるか。



●実費として請求された金額を払うのは可能ですが、見込み額や相当額を払う場合は禁止される寄附にあたります。

政治家からの寄附禁止 チェックリスト



チャリティバザー

選挙区内でチャリティバザーが行われ、売上の一部を福祉施設に寄附することとした場合、このバザーに政治家が物品を提供することはできるか。



- 売買ではなく、無償で物品を提供する場合は禁止される寄附にあたります。

政治資金パーティー

政治家の後援会が開催する政治資金パーティーに、選挙区内の有権者を無料で招待し、食事や飲み物を提供できるか。



- 無料招待した場合は、提供する飲食物が禁止される寄附にあたるのでできません。

出版記念パーティー

会費制の出版記念パーティーに、秘書が自ら会費を支払い代理出席することはできるか。



- 政治家の代わりに出席する秘書が、自分名義で自ら会費を払って出席することは可能です。

会費制の会合

政治家が、会費制の会合に無料招待されたが、それを辞退し、正規の会費を払って参加することはできるか。



- 正規の会費を払うのであれば禁止される寄附にはあたらないため、参加が可能です。

結婚式

選挙区内で行われる会費制の結婚披露宴に政治家の秘書が代理で出席して会費を払うことはできるか。



- 政治家の代わりに出席する秘書が、自分名義で自ら会費を払って出席することは可能です。

忘年会・新年会

政治家が、会費が決められていない町会の忘年会や新年会に出席する場合、会費相当額を「会費」として払うことができるか。



- 「会費相当額」は、実質的には「会費」ではないので、禁止される寄附にあたります。

会費が設定されていない会合に政治家が出席する場合、あらかじめ主催者側から実費額を請求してもらい、その金額を払うことはできるか。



- 請求された実費分を払う場合は寄附にはあたらないので払うことができます。

これらの具体的な場面の対応についての詳細な説明や、不明な点につきましては、お近くの区市町村選挙管理委員会または下記までお問合せください。



オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

オウム真理教対策 第52回 抗議デモ・学習会を開催



令和8年5月9日(土)、オウム真理教対策 第52回抗議デモ・学習会を開催しました。

午後1時30分から、烏山地域の町会・自治会を中心に、世田谷区長、東京都議会議員、世田谷区議会議員のほか、足立区および甲賀市の住民協議会関係者も参加し、総勢182名が烏山区民センター前広場を出発し、ひかりの輪施設周辺をデモ行進しました。

デモの終了後には、烏山区民センターホールにおいて、滝本太郎弁護士による学習会が開催されました。今回のテーマは「グルイズム、グルの出現」。オウム真

理教における「グル」の概念や、現在の関連団体の状況について、具体的な事例を交えながら解説が行われました。

講演では、2007年に上祐史浩

がアレフを離れ、「ひかりの輪」を設立した経緯から話が始まり、現在の活動状況や、観察処分の取消しを最大の目標としていることなどが紹介されました。また、上祐は話術に優れ、新聞やテレビなどのメディアに登場しても不思議ではないが、それが実現していない背景には、地域住民による継続的な活動の力があるとの見解が示されました。

オウム真理教におけるグルイズムは、麻原彰晃への絶対的な服従を特徴としていました。その具体例の数々は衝撃的なものであり、信者にとつて麻原は絶対的な存在であり、「大宇宙」とまで位置付けられていたという。教団の真の目的は一部の幹部しか知らされず、一般信者は麻原の命令に無条件で従うことを求められ、従わなければ生命さえ保証されない破壊的カルトであったことが説明されました。

一方で、現代社会は多くの選択肢にあふれ自由度が高まっているものの、自意識決定することに困難を感じる人も増えています。

抗議文

地下鉄サリン事件から31年が過ぎた。しかし調査によれば、現在でも被害者の7割以上が目の不調を訴え、2割以上に「PTSD」と呼ばれる「心的外傷後ストレス障害」の症状があり、今後の症状悪化に不安を抱えながら生活している。また、犠牲者ご遺族の無念な思いは年月を経ても変わらない。

にもかかわらず、オウム真理教の後継団体である「アレフ」、そしてここ烏山の「ひかりの輪」は、裁判所の賠償命令も一部しか履行せず、謝罪からも長年逃げ回り、被害者やご遺族を二重の意味で苦しめ続けている。

更に「ひかりの輪」代表の上祐は、オウム真理教の一連の犯罪についてマスメディアのインタビューでは能弁に語る一方で、自身の関与等の本質的な質問には曖昧な回答に終始し、自分は無関係であるかのような無責任な態度を続けている。

上祐は、「ひかりの輪」の会員数が減少を続けている現実を直視し、新たな宗教被害者を生む勧誘活動を直ちに止め、既存会員を家族のもとへ帰し、被害者のご遺族への賠償責任と謝罪を果たした上で「ひかりの輪」を早期に解散・解体すべきである。

我々は、それが実現するまで行政や地域住民からの支援に加え、全国の住民協議会とも連携し、粘り強く闘うことをここに宣言する。

令和8年5月9日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬 一行

その結果、強い不安や孤独感を抱え、グルのような絶対的存在に依存しやすくなる傾向があるとの指摘もなされました。

現在のアレフには明確なグルは存在せず、麻原死後にホーリーネームを授けられた者や正式に出家を認定された者はいないとされています。しかし、麻原の二男と長男については、生まれながらの最終解脱者と位置付けられ、教祖的存在とされているとの説明がありました。

今後の課題としては、麻原の遺骨問題が挙げられました。遺骨の所有権を巡る争いでは四女側の主張が認められず、二女に所有権があるとされています。

す。しかし、国は現在も遺骨を返還しておらず、二女は返還を求める訴訟を提起しています。最高裁判所の判断は、本年中にも示される見通しであるとの説明がありました。

講演会の最後には、オウム真理教を脱会した人の中には、地道な努力を重ねて事業で成功した人もいることが紹介されました。滝本弁護士は、上祐についても理論に固執するのではなく、組織を解散し、自らの力で身体を動かして生きていくべきではないかとの考えを述べ、講演を締めくくりました。

「グル」霊的指導者を意味するが、オウム真理教では松本智津夫(麻原彰晃)死刑囚を指す。

第52回 抗議デモ・学習会のアンケート報告

【学習会への感想】

- *報道されていないことを知ることができて大変参考になった。同じ様なことが二度と起きない様に正しい知識を得て原因をきちんと考えることが大切だと感じた。
- *オウム真理教対策に携わる者として、どのような考えで活動していくのか、改めて学ぶ必要があると感じました。
- *オウム真理教をめぐる最新の状況がよく分かりました。今もまだ問題は続いている。
- *自由への不安から帰依する信者心理とその対策は大いに参考になった。
- *当初からオウムと対峙していただけあって、知識量の多さに驚きました。麻原の遺骨の状況についても良く分かりました。
- *過度な崇拜、絶対的服従を強いる、自分で決める責任から逃れたい心理を学びました。自分で生きていけ!というメッセージは大切だと思います。
- *自由になるほど不安が増し、不自由に逃げ込むという話が印象に残りました。
- *私がオウム事件の時は19歳でしたが、31年経過しても烏山の方々に迷惑をかけて、現在においても影響力をアレフやひかりの輪についても保有しており、滝本先生のお話を聞いて恐怖を感じております。
- *信仰の内容よりも、対策の部分や陥りやすい人の傾向などをもっと詳しく教えてほしかったです。

【住民協議会の活動への感想】

- 初めて参加したが、協議会の方が地域の安全・安心のために全力で活動されている姿に心を打たれた。微力ではあるが、自分も少しでも力になれる様に協力していきたい。
- 長年の粘り強い活動に頭が下がる思いです。確実にひかりの輪に圧力をかけ続けて頂いていると思っております。
- これだけ多くの住民が参加する自治体は近年少なくなっています。引き続き若い世代も取り込み、これまで以上の活動を期待しております。

- 行動を起こすことは、オウムの活動にブレーキをかける。やはり、この活動は続けなければ!
- 風化を防ぐ為に、メディアへのアクションが有効と思います。
- デモは、社会は許していないという意思表示。大切だと感じました。
- 継続した活動を望む。若者への周知啓発を行っていただきたい。
- 協議会ニュースは、いつも興味を持って拝読しています。地道な活動ながら“力強さ”を感じております。
- デモの度に、オウムの件に対しての世相の風化を感じておりましたが、特に今回は、通行する人々は、もうオウムの事件を知らない世代だなと痛感しました。その人々にいかにしてオウム問題を伝えていくのか、私達の重大な課題です。

(以上、学習会アンケートから一部抜粋)



◎今回も烏山地域だけではなく、他の地域からも多くの皆様にご参加いただき、とても大きな励みになっております。アンケートは、私たちの活動の糧となります。今後ともご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

***** お知らせ *****

次回の抗議デモ・学習会は11月14日(土)に開催予定です。

オウム真理教後継団体への観察処分更新に向けて

世田谷区南烏山に本部を置く「ひかりの輪」を含むオウム真理教後継団体に対して適用されている「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)」に基づく「観察処分」は、平成12年(2000年)から3年ごとに8回更新され、令和9年1月末に現処分の期限を迎えます。

観察処分は、公安当局が「ひかりの輪」等を24時間体制で監視し、立入検査もできる法的根拠となっており、地下鉄サリン事件のような無差別大量殺人行為の再発を未然に防止し、地域住民の安全を守る非常に重要な枠組みです。よってこの観察処

分は必ず更新しなければなりません。

当住民協議会では、区内の町会・自治会長、区議会議員、及び関係諸団体の代表者に対し、観察処分の更新を求める署名への協力を依頼しました。署名活動は地域住民が処分更新を望んでいることを当局に直接伝える重要な手段ですので、署名活動へのご理解・ご協力をお願いします。

今秋には、同様の課題を抱える全国の自治体・住民団体とともに、署名を国に直接提出し、観察処分の更新を強く要請する予定です。

協議会ホームページアドレス <https://www.karasuyama-kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

